

社会福祉法人ぶどうの木

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ぶどうの木の定款第8条及び第21条に基づく役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬)

第3条 役員が理事会または評議員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)
理事会・評議員会出席報酬	10,315円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。

	報 酬 (日額)
評議員会出席報酬	10,315円

3 交通費の実費が、1回につき3,000円を超える場合にはその超過額については加算して支払うことができる。

(勤務報酬)

第4条 役員が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、次により報酬を支払うことができる。

	報 酬 (日額)
理事業務報酬 (日額)	10,315円
監事監査指導報酬等 (日額)	10,315円

2 交通費の実費が、1回につき3,000円を超える場合にはその超過額については加算して支払うことができる。

(報酬支払方法)

第5条 報酬・費用等は、その都度、現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(出張旅費)

第6条 役員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費を支給することができる。

	報 酬 (日額)	旅 費
報酬及び旅費	10,315円	実費相当

2 旅費は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(改正)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

1. この規程は、平成29年11月1日より適用する。
2. 支払対象となる報酬については、「給与所得の源泉徴収税額表・月額表」の乙欄にもとづき所得税を源泉徴収することとする。

附 則

この規程は、2021年4月1日より施行する。(報酬支払方法等の変更)